

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年12月2日（金）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 ただ今から12月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名全員が出席されていますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、森本委員さんと、12番、藪内委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するための贈与による権利の移動でございます。番号1番、申請地、甘田町□□□番1(畑)2,585㎡、譲受人、大字曾大根□□□□(持分□/□□)、大字曾大根□□□□(持分□/□□)、譲渡人、藤井寺市□□□□(持分□/□)、申請理由は、贈与による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、14,686㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、葛城コミュニティセンターより□□へ約300mのところでございます。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い、申請書等に記載された内容についての審査基準の検討結果について報告致します。申請書並びに申請者からの聴取に基づきまして、事務局で事前に申請地の現地確認を致しましたところ、申請地は良好に耕作されていたので、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件も満たしております。また、それぞれの譲受人は同一世帯で農業を営んでいることから、権利取得後も適切な耕作が行われることが見込まれますので、農地法第3条第2項各号には該当致しないため、それぞれ許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしく願致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。次に議第2号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字奥田□□□番1(田)1,210㎡、譲渡人、大字奥田□□□□、申請地、大字奥田□□□番1(田)866㎡、譲渡人、大字西坊城□□□□□、申請地、大字奥田□□□番2(田)840㎡、譲渡人、大字西坊城□□□、以上、いずれも譲受人旭北町、株式会社□□□□□で、それぞれの申請地は、売買による所有権移転で、一体での戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、秋吉池より□□へ約300mのところであります。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。大字奥田の株式会社□□□□□の申請についてですが、戸建て住宅11戸を建築するための申請で、農地の現況は休耕されております。周囲の状況は、東側は道路と宅地、西側は道路、南側は田、北側は宅地です。周囲に擁壁を新設し造成されます。排水は、各戸に浄化槽を設けて西側水路に排水する計画です。農地部会としては妥当な申請であるという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしく願致します。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 大字奥田の株式会社□□□□□の申請につきましては、周辺の農地が10ha未満の農地の区域で、農地の区分は、第2種農地に該当致します。事業の計画では一戸建専用住宅を計画さ

れていますが、事業に必要な資金は会社の資金と借入金等でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る転用目的の用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても転用目的の土地利用計画からして適当であり、隣接の同意書の添付もあることから周辺の農地への影響もないものと判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議長 　なしとの声がありましたので採決致します。議第2号、農地法第5条規定による申請の件について賛成の方は挙手をお願い致します。

（挙手多数）

議長 　賛成多数ですので、議第2号については県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字池尻□□□番1（田）976㎡、借受人、大字池尻□□□□、貸出人、大字池尻□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声有り）

議長 　なしとの声がありましたので、異議なしと認め、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第4号、その他1番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字今里川合方□□番1（田）1,836㎡、申請人、香芝市□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約100mのところであります。畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を行って頂いておりますので、農地部会長より調査結果の説明をお願い致します。

部会長 　畑作転換申請についてですが、申請地の南側が駐車場に転用され地上げされるため、田として耕作しにくくなるための申請です。申請地の状況は、耕作されており、東側は堤防、西側は道路、南側は駐車場、転用予定地北側はドライビングスクールの跡地です。農地部会としては、畑として形状を変更しても支障はないものと判断致しました。以上のとおり報告させていただきます。

議長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第4号、その他の1番、畑作転換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（挙手多数）

議 長 賛成多数ですので、議第4号、その他の1番については事務局処理に決定致します。次に議案第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議第4号その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回、議案と致しましたのは、平成28年10月26日から平成28年11月25日までの届出分についてでございます。番号1番、転用届出地、旭南町□□□番2(田)307㎡、譲受人、片塩町、株式会社□□□□□、譲渡人、北片塩町□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用届出であります。平成28年11月17日に確認委員の今村委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議がないものとして報告第1号を終わります。確認委員の今村委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。続いて議第4号その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他2番、専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字田井□□□番4(田)4.94㎡、譲渡人、大字田井□□□□、転用目的は、大和高田市が管理する水路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましましては1件の通知でございます。

議 長 報告第2号、公共転用の通知の件につきましましては、ただ今の事務局からの説明をもって、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議 長 議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで12月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	森本 輝雄
署名委員	藪内 聿彦